

学校法人郁文館夢学園 郁文館グローバル高等学校 学則(抄)

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として本校建学の精神に則り、中学校を卒業した生徒に対し高等普通教育及び専門教育を施し、夢を持ち、夢を追い、夢を叶えることができる人物を郁文館中学校との一貫教育を通して育成することを目的とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前項に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者

(転入学及び編入学資格)

第10条 本校に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有しつつ前学年の課程を修了した者とする。

2 本校に編入学することができる者は、相当年令に達し前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を志願する者に対しては選考を行い、入学を許可する。ただし、郁文館中学校からの進学する生徒に関しては、この限りではない。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要な書類に検定料をそえ願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の必要な書類に入学金をそえ提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において願い出て許可を得なければならない。

(退学)

第15条 退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類をそえ、保証人において願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により転学または退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類をそえ保証人から願い出て許可を得なければならない。

(留学)

第18条 生徒が外国の高等学校に留学を希望するときは、別に定めるところにより、許可を得なければならない。

(復学)

第19条 第17条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは所定の書類にその事情を明らかにし、必要書類をそえ、保証人において願い出て許可を得なければならない。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

但し、第18条の規定により留学した生徒については、学年の途中においても認定することができる。

(卒業)

第22条 前条の規定により本校所定の全課程を修了したと認められる生徒に対しては卒業証書を授与する。

(原級留置)

第23条 生徒の長期休学その他の事由により所定の単位を修得せず、その他進級させることが適当でありと認めがたいときは原学年に留め置くことがある。

(保証人)

第24条 保証人は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は学校に対し生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変動)

第25条 保証人が転籍、転居または氏名変更し、その他一身上に変動があったときはすみやかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そうまたは成年被後見の宣告もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないと認められたときは変更させることがある。

(納入及び納入の特例)

第28条 生徒はその在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

又、特別な事由のある場合は別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第29条 正当な理由がなくかつ所定の手続きを行わず授業料を2ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない生徒に対しては退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第30条 すでに納入した入学金及び検定料は、原則として返還しない。

ただし、授業料、施設設備費及び教育充実費については月数按分で返還する。

(懲戒)

第32条 この学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為のあった者は懲戒処分を行う。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者